

## 第4章 その他

### 1 扶助・減免

|               | 公費 | 介護給付 | 総合事業 | 絆サポート | 元気アップリハ |
|---------------|----|------|------|-------|---------|
| 生活保護法における介護扶助 | 都  | ○    | ○    | ○     | ○       |
| 中国残留邦人        | 都  | ○    | ○    | —     | —       |
| 原子爆弾被爆者       | 都  | ○    | ○    | —     | —       |
| 東日本大震災負担割合減免  | 区  | ○    | ○    | —     | —       |
| 社会福祉法人減免      | 区  | ○    | ○    | —     | —       |

#### 生活保護法における介護扶助

従前の予防給付と同様の仕組みであり、扶助対象となります。担当ワーカーに確認してください。  
絆サポート、元気アップリハも対象です。提供者から利用者へ申請用紙が渡されます。

#### 中国残留邦人

従前の予防給付と同様の仕組みであり、扶助対象となります。担当ワーカーに確認してください。

#### 原子爆弾被爆者助成

助成範囲は、予防給付と同様です。

対象者：訪問型サービス…被爆者健康手帳+訪問介護利用助成受給資格認定証を提示した方  
通所型サービス…被爆者健康手帳を提示した方

※ 提供事業者は、区からA 2/A 6の事業者指定が必要となります。

助成制度に該当する方へサービスを提供する事業者は、介護保険課指定担当 03-5744-1651へお問い合わせください。

#### 東日本大震災負担割合減免・社会福祉法人減免

まずは、介護保険課給付担当 03-5744-1622へお問い合わせください。

Q

&

A

**問) 被爆者健康手帳を提示し、総合事業サービスを利用される方の請求方法はどちらがよいか。**

**答) ①提供事業者は、A 2（訪問）、A 6（通所）の事業者指定を受けていただきます。**

介護保険課指定担当に指定申請を行っていただきます。

②指定後、対象者の方のサービス費の請求は、A 2/A 6のサービスコード請求していただきます。

**※A 3・A 7で請求を行うと、被爆者助成が適用されませんので、ご注意ください。**